

議案第 8 2 号

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

栗山町議会委員会条例（平成 1 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 4 項を第 7 項とし、第 1 項から第 3 項までを 3 項ずつ繰り下げ、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）附則第 1 条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

議案第 8 2 号資料

改 正 前	改 正 後
(委員の選任) <u>第 7 条</u> <u>1</u> 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 <u>2</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前50日以内に行うことができる。 <u>3</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。 <u>4</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。	(委員の選任) <u>第 7 条</u> 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 <u>2</u> 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。 <u>3</u> 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 <u>4</u> 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 <u>5</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前50日以内に行うことができる。 <u>6</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。 <u>7</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。